



※ 新型コロナウイルス感染症の状況により、掲載した情報は変更または中止になることがあります。

お知らせ

全国瞬時警報システム
「Jアラート」
情報伝達試験を実施

2月16日(水) 午前11時頃

人工衛星から瞬時に伝達するJアラートを使用した情報伝達試験が全国一斉に実施されます。

※当日の災害や気象状況などにより中止となる場合があります。

問い合わせ

総務課庶務係 ☎(74)3131

ふるさと景観を表彰

甘楽町景観条例により、次のいずれかの景観を形成している所有者および団体などを表彰します。

①建造物、その他の物件などがその地域の歴史と伝統の特色を表している景観

②生活文化、産業を背景とした住宅建設とこれらを含む建造物が生み出す景観

③広場、道路、民有地などに生垣、花壇、フラワーポットの設置などコミュニケーション活動によって育てられた景観

応募方法 応募用紙に所定の事項を記入し、写真を添えて2月18日(金)までに提出してください。
応募用紙は町建設課で配布しています。(町ホームページからダウンロード可)

表彰審査 審査はふるさと景観審議会が行い、該当者には表彰状と記念品を贈ります。

応募・問い合わせ

建設課都市計画係
☎(64)8322



検察審査会制度について

検察審査会制度とは？

選挙権を有する国民の中から「くじ」で選ばれた11人の検察審査員が、検察官の不起訴処分(事件を裁判にかけなかったこと)について、よかつたかどうかを審査し、その検察官の行為に関し民意を反映させて適正を図ることを目的とする制度です。

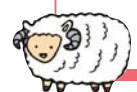
検察審査員および補充員に選ばれたら、この制度をご理解いただきご協力をお願いします。

問い合わせ

高崎検察審査会事務局
☎027-322-3585



家畜保健衛生所へ
報告してください



①家畜を愛玩目的で飼育されている皆さんへ

家畜伝染病予防法に基づき、家畜(愛玩用を含む)の飼育者は、毎年1回、県知事に飼育頭羽数などを報告する必要があります。

また、家畜の飼育者は重大な家畜伝染病を疑う症状を発見したときの通報と、家畜を病気から守るための消毒などの取り組みも義務付けられています。

報告の対象となる動物

牛・鹿・馬・羊・ヤギ・豚(ミニブタ・マイクロブタ含む)・イノシシ・鶏・アヒル・ウズラ・キジ・ダチョウ・ホロホロ鳥・七面鳥
※一頭(羽)でも飼育している人は報告が必要です。

報告内容 住所・氏名・連絡先・

2月1日現在の飼育している動物の種類と頭羽数

②ミツバチを飼育している皆さんへ



養蜂振興法に基づき、ミツバチを飼養する全ての人(趣味での飼育などを含む)は、毎年1回、県知事に飼育状況などを報告する必

要があります。まだ報告していない人や今後飼育予定の人は、家畜保健衛生所に連絡してください。

ミツバチの飼育は、適切な衛生管理をお願いします。異状が見られた場合はご相談ください。

報告内容 住所・氏名・連絡先・飼育場所・群数・飼育計画

報告・問い合わせ

群馬県西部家畜保健衛生所
☎027-362-2261

甘楽町ふるさとコンサート

町内小中学生から募集した童謡詩に、町内の音楽団体が曲を付け、合唱・演奏します。

日程 2月27日(日)

開演時間 午後1時

(開場：午後0時30分)

場所 甘楽町文化会館 大ホール

出演

- ・かぶらマンドリンクラブ
- ・さくらコーラス
- ・コールオリーブ
- ・グリーンホーンズオーケストラ

※入場無料

問い合わせ

社会教育課社会教育係
☎(64)8325

